

## 第12期 令和7年度 事業計画書

(令和7年9月1日～令和8年8月31日)

公益財団法人シマノ財団

奨学生事業については、平成27年4月から、国立大学等の理工系の学生に対し、奨学生の給付を開始しておりますので、今年度も、引き続き給付を行い、また、令和8年度奨学生（給付期間：令和8年4月～令和10年3月）の奨学生の募集活動及び給付を開始することを念頭に、事業計画を策定致しました。

顕彰事業については、選考を行い、顕彰式を行うことを念頭に、事業計画を策定致しました。

### 公益目的事業1…奨学生事業

#### (1) 令和8年度の奨学生の募集

令和8年の1月末から2月上旬にかけて、当財団から各校へ、奨学生の募集要項を送付し、募集活動を行います。

令和8年の4月下旬を期限として、学校推薦を締切り、各校経由で、学生の推薦書や成績証明書を、当財団宛に送付していただきます。

各校からの推薦書が揃った後、当財団にて選考委員会を行い、最終決定致します。

#### (2) 奨学生給付事業

当財団指定の各校からの学生30名程（付表1ご参照）に対し、1名あたり月額2.5万円を、2年間継続給付致します。奨学生給付の予算としては、今年度は17,100千円を計上致しました。

#### ＜奨学生給付予算＞

（令和6年度採用）30名×25,000円×7か月※=5,250,000円

（令和7年度採用）27名×25,000円×12か月※=8,100,000円

（令和8年度採用）30名×25,000円×5か月※=3,750,000円

※ 令和6年度採用奨学生（令和7年9月～令和8年3月）…7か月

令和7年度採用奨学生（令和7年9月～令和8年8月）…12か月

令和8年度採用奨学生（令和8年4月～令和8年8月）…5か月

#### ＜奨学生の応募資格＞

① 学業・人物共に優秀で経済的理由により修学が困難とみられる学生

- ② 年一回の奨学生交流会等、当財団の行事に出席できる者
- ③ 他奨学金との併給は差しつかえない。ただし、合計額は一般の常識を超えない範囲内とする。

### (3) 交流会

令和7年9月に、令和6年度採用の奨学生と令和7年度採用の奨学生の懇親交流会を予定しております。予算としては、学生への交通費も含めて、3,400千円を計上致しました。

#### <交流会予算>

学生への交通 855,000円 (1.5万円×57名=855千円)

懇親交流会費 2,545,000円

合計 3,400,000円

## 公益目的事業2…顕彰事業

### (1) 顕彰事業の選考及び顕彰式

ものづくり技術において優れた成果を上げた中小企業者に対して顕彰金を交付することを予定しておりますが、今年度においては、募集があった会社又は個人の選考を行い、顕彰式を行う予定です。

- ① 対象者：堺市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者で、製造業を営む会社又は個人
- ② 対象者数：3社程度
- ③ 顕彰金額：1社 50万円～100万円
- ④ 選考：令和7年10月
- ⑤ 顕彰式：令和7年11月

## 行事予定

- (1) 令和7年9月中旬 奨学生懇親交流会開催
- (2) 令和7年11月下旬 決算承認の理事会・評議員会開催、及び  
顕彰事業の顕彰式
- (3) 令和8年1月下旬 奨学生募集要項の送付開始
- (4) 令和8年4月下旬 奨学生推薦書等の送付期限
- (5) 令和8年5月下旬 奨学生選考委員会開催
- (6) 令和8年6月末 奨学金給付開始
- (7) 令和8年8月中旬 予算承認の理事会開催